(3)　第四十六条に規定するこの協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、その加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、(2)の規定に従って理事会が決定する。この場合において、当該会計年度の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

(4)　各加盟国は、各会計年度の運営予算の総額の少なくとも〇・二五パーセントを拠出する。

(5)　数量及び価額においてコーヒーの全貿易の平均が全ての加盟国の全貿易の平均の合計の〇・二五パーセント未満である加盟国は、(4)に定める最小限の拠出のみを行う。

(6)　加盟国の残余の分担金の額は、(5)の規定に該当する加盟国を除く全ての加盟国の間で、五十パーセントは各加盟国のコーヒーの全貿易の平均数量に比例して、及び五十パーセントは各加盟国のコーヒーの全貿易の平均価額に比例して配分する。

(7)　この条の規定の適用上、コーヒーの輸出及び輸入とは、それぞれ、直前の四暦年間における輸送（出発地及び仕向地のいかんを問わない。）をいう。

(8)　この条の規定の適用上、欧州連合又は第四条(3)に規定するその他の政府間機関の場合には、輸出とは、欧州連合又は当該その他の政府間機関の域内を含む全ての仕向地への輸出の合計を含むものをいい、輸入とは、欧州連合又は当該その他の政府間機関の域内を含む全ての出発地からの輸入の合計を含むものをいう。

第二十二条　分担金の支払

(1)　各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

(2)　いずれかの加盟国が運営予算に係る分担金の支払の義務の生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、投票権及び専門分野に関する委員会の会合に参加する権利は、当該分担金の全額が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われることはなく、また、この協定に基づく義務を免除されることはない。

(3)　加盟国は、(2)の規定により投票権を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

(4)　理事会は、分担金を二十一箇月を超える期間持続的に滞納している加盟国の加盟国としての資格を、決定により一時的に停止する。加盟国としての資格を一時的に停止された加盟国は、機関の運営予算に係る分担金の支払の義務を免除されるが、この協定に基づくその他の財政上の義務を履行することについては、引き続き責任を負う。当該加盟国は、その未払の分担金の全額が支払われた場合又は返済計画が理事会により承認された場合には、加盟国としての資格を回復する。分担金を滞納している加盟国による支払は、その分担金のうち最も長い期間滞納している分担金にまず充当する。

第二十三条　責任

(1)　機関（第七条(3)に定めるところによりその機能を営む。）は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が機関に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、機関は、資金を借り入れる能力を有しない。機関は、契約を締結する権能を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの条の規定を知ることができるように、これらの規定を契約書に明記する。もっとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、機関の権限を超えるものとはならない。

(2)　加盟国の責任は、この協定において明示的に定める分担金についての義務の範囲内に限定される。機関と取引を行う第三者は、加盟国の責任に関するこの協定の規定を知っているものとみなされる。

第二十四条　会計の検査及び公表

各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、当該会計年度の機関の資産、債務、収入及び支出の計算書（独立の専門家による会計検査を了したもの）を作成する。この計算書は、理事会の承認を得るため、その後開催される最初の理事会の会合に提出する。

第九章　経済

第二十五条　経済に関する委員会

コーヒー産業に関する消費振興及び市場動向、市場の透明性、統計上の情報、研究及び調査、事業計画、持続的な発展並びに資金調達に関連する事項について責任を負う経済に関する委員会を設置する。理事会は、第三十三条及び第三十八条に規定するものに加えて、同委員会の構成及び権限を決定する。

第二十六条　取引及び消費に対する障害の除去

(1)　加盟国は、サプライチェーンを一層効率的なものとすること並びにコーヒーの生産、取引及び消費を妨げるおそれのある現在の障害を除去し、及び新たな障害を回避することの必要性を認識する。

(2)　加盟国は、国際協定に基づく約束及び義務並びに国際連合の持続可能な開発目標（国際的及び地域的な貿易に関連するものを含む。）と両立する保健、環境及び生活のための所得に関する国家の政策目的を実現するため、自国のコーヒー産業を規制すべきである。

(3)　加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に、次のものが現に存することを認識する。

(a)　コーヒーに適用される輸入制度（特に、特恵関税その他の関税、輸入割当て、政府の独占機関及び公的買付機関の業務並びに他の行政規則及び商慣行）

(b)　直接又は間接の補助金に係る輸出制度並びに輸出に関する他の行政規則及び商慣行

(c)　消費に影響を及ぼし、又はサプライチェーンを非効率にするおそれのある国内の取引条件並びに国内又は地域の立法上及び行政上の措置

(4)　加盟国は、(1)及び(2)に定める目的並びに(5)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう及び消費の増大に対する障害の除去のための他の措置をとるよう努める。

(5)　加盟国は、相互の利益を考慮して、取引及び消費の増大に対する(3)に掲げる障害を漸進的に低減し、及び可能な限り最後には除去するための方法及び手段又は当該障害の及ぼす影響を実質的に軽減するための方法及び手段を追求することを約束する。

(6)　加盟国は、相互の利益を考慮して、適当な規制により価格変動を緩和する方法を追求することを約束する。

(7)　加盟国は、(5)に定める約束を考慮して、この条の規定を実施するためにとったあらゆる措置を毎年理事会に通報する。

(8)　事務局長は、理事会による検討のため、取引及び消費に対するコーヒーに関連する障害並びに価格変動を引き起こし、並びに特にコーヒー農業者その他の生産者について生活及び繁栄のための所得又は価値の分配に影響を及ぼす市場の歪み（ゆがみ）に関する調書を毎年作成し、全ての加盟国に送付する。

(9)　理事会は、この条の目的の達成を促進するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、当該加盟国は、当該勧告を実施するためにとった措置をできる限り速やかに理事会に報告する。

第二十七条　消費振興及び市場動向

(1)　加盟国は、コーヒーの消費を促進し、製品の品質を向上させ、及びコーヒーの市場を発展させるための取組（加盟輸出国における取組を含む。）が加盟輸出国及び加盟輸入国の双方にもたらす利益を認識する。

(2)　消費振興及び市場動向に関する活動は、コーヒーの生産及び消費に関連する知識普及及び消費振興活動、研究、能力の開発並びに調査（国際コーヒーの日を含む。）を含むことができる。

(3)　第三十三条に規定する活動計画又は事業計画に係る機関の活動は、(2)に規定する活動を含むことができる。当該活動については、加盟国、非加盟国、他の組織及び民間部門からの任意拠出をもってその費用を支弁することができる。